



津 市/久居市/河芸町/芸濃町/美里村/安濃町/香良洲町/一志町/白山町/美杉村

津地区

合併協議会だより 第24号

平成17年5月1日 ● 津地区合併協議会 ● ☎059(229)3450 ● FAX059(229)3451



新市の本庁となる津市役所（津市西丸之内）

新市の組織・機構(素案)が示されました

新市の組織・機構については、既に合併協定項目として合併協定書の中で基本的な調整方針が確認されていますが、さらに具体的な内容が第36回協議会で素案として示されました。

今回示された内容は素案であり、今後幹事会や協議会、また、住民のみなさんのご意見などもお聞きしながら、内容に反映させていきたいと考えています。（素案の概要は2ページ以降）

目 次

- | | | | |
|---|-----------------------|---|---|
| 1 | 新市の組織・機構（素案）が示されました | 6 | 構成市町村の行財政の概要
お便りのご紹介 |
| 2 | 新市の組織・機構（素案）の概要 | 7 | 新「津市」観光情報
市町村合併についてご意見・ご要望を
お寄せください |
| 4 | | 8 | 最近の動き
協議会の開催予定
構成市町村の人口
お知らせ |
| 5 | 平成18年1月1日の新「津市」誕生に向けて | | |

新市の組織・機構(素案)の概要

新市の組織・機構(素案)の概要は次のとおりです

1 調整方針

- (1) 行政管理機能の本庁への集中と組織のフラット化を図ることにより、意思決定の明確化・迅速化と効率的な行政経営を目指します。
 - (2) 市民が行う身近な手続きなどの市民生活に密着したサービス機能については、旧行政区域に支所を設置することにより、市民の利便性の確保を目指します。
 - (3) 行政から提供する一部のサービスについては、効率性と迅速性の両立を図るため、その特性に応じた中規模の圏域を対象とする執行体制の確立を目指します。
 - (4) 組織の基本的な構成は、部の下に課を、課の下に担当を置くこととします。
- また、新市の執行体制は、変化する業務量や業務の困難度に応じて柔軟な職員配置を可能とする担当制を導入します。
- (5) 現在の市町村の支所、出張所は、新市においても出張所として存続して活用します。
 - (6) 常に組織・機構および運営を見直し、効率化に努め、規模の適正化を図ります。



2 市長の事務部局

(1)基本方針

新市の組織・機構については、住民サービスの低下を招くことのないよう調整に努めつつ、広域にわたる住民サービスの円滑化と事務の効率

化を図るとともに、地域産業の振興などにも配慮した組織・機構を基本とします。

- ①新市においては、市長の事務部局として本庁とともに、合併協定書の調整方針に基づき、津市を除く9市町村のそれぞれの区域を所管区域とする9つの総合支所と中規模な圏域を所掌する組織として久居工事事務所を設置することとします。
- ②本庁の組織については、行政規模、新市の市役所の位置(現在の津市役所)などから、現在の津市の組織を基本に広域化に伴う地域間調整などに対応した編成として、13の部(室を含む)を設置することとします。
- ③総合支所については、9市町村の現在の庁舎を活用することとし、市民生活に密着したサービスを効率的・効果的に提供することができるよう、業務量に対応した複数の課を設置するとともに、地域の課題に対応するための組織を設置することとします。

また、庁舎の他の公共の利用も含めて、市民の利便性などの更なる確保に努めることとします。

- ④新市の事務全般に係る申請、届出などについては、開発行為の許可および建築確認申請など、特定のものを除き、総合支所の窓口で取扱いができることとします。

- ⑤道路、下水道などの工事の実施(設計・積算・監督など)については、一部の工事を除き、津市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町および香良洲町の区域は、本庁の所管部が所掌することとし、久居市、一志町、白山町および美杉村の区域は、これらの区域を一括して所掌する久居工事事務所を設置し、所掌することとします。

(2)本庁の組織

本庁の部(室を含む)の組織の編成については、政策立案機能および新市としての一体性の確保などに係

る総合的な調整機能ならびに予算編成などの管理調整機能を分担して所掌するため、市長公室、総務部および財務部を設置します。

また、広範な市域における防災機能、危機管理への対応などを強化するため、防災危機管理室を設置するとともに、それぞれの地域の特色ある産業の育成、地域資源を活かした観光振興、農林水産業の振興などによりきめ細やかな対応を目指すため、企業誘致部門も含めた産業労働部門について商工観光部と農林水産部の2部体制とするなど、全部で13部(室を含む)の構成とし、29万人の県都にふさわしい高次な行政機能の確立を目指します。

本庁の課(所を含む)および室については、市民に分りやすい組織を目指し、業務の規模、特質や内容に応じ、簡素で明確な名称を用いた課の設置を基本とする中で、特に市民との関わりの高い業務や重要な政策に係る業務などについては、課やその下部組織の担当などの明確な位置付けのもとに積極的な対応を図ることとします。

また、課の業務のうち、特定の業務を分掌するようなもの、または、期限を限って設置されるようなものなどは、必要に応じて課に相当する室として位置付けて対応を図ることとします。



(3)総合支所の組織

総合支所の名称は、それぞれの支所とも津市〇〇総合支所として統一することとします。

また、行政管理機能の本庁への集中によりスリム化を図るとともに、市民サービスの実施に係る職員体制の確保を図ることとします。

支所の組織については、久居総合支所は、総務課、市民課、福祉課、生活課、環境課、産業課および建設課の7課とし、その他の総合支所は、総務課、市民福祉課、生活環境課および産業建設課の4課体制とし、課の事務を分掌させるために担当を設置することとします。

地域審議会および地域振興事業に係る企画や調整などを図るため、総務課に地域振興室を設置することとします。

総合支所のそれぞれの課は、本庁の関係部課と密接な連携のもとに業務を行うこととします。



3 その他の組織

(1)水道局

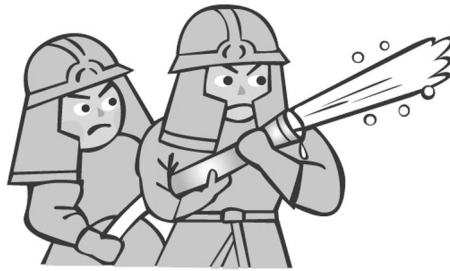
水道事業管理者の権限に属する事務を処理するため、水道局を設置することとします。

また、出先機関として給配水管、浄水施設など、それぞれの施設の効率的な維持管理を目的として、水道事業所および分室を設置することとします。

なお、水道事業に係る市民からの相談などの窓口としては、それぞれの総合支所の生活環境課（久居総合支所は生活課）で相談や受付などを行い、適宜、担当課および事業所から対応することとします。

(2)消防本部など

消防事務および救急業務を処理するため、消防本部、消防署、分署および分遣所を設置することとします。



(3)収入役室

収入役の権限に属する事務を処理するため、収入役室を設置することとします。

なお、審査や出納などの収入役室の機能は基本的に本庁で集中して行うこととし、それぞれの総合支所では収納窓口における収納などを行うこととします。

(4)三重短期大学

学長の権限に属する事務などを処理するため、短期大学事務局などを設置することとします。

(5)議会事務局

議会の事務を処理するため、議会に議会事務局を設置することとします。

(6)教育委員会事務局

教育委員会の権限に属する事務を処理するため置かれる教育委員会事務局に、教育総務課などを設置することとします。出先機関として津市を除く9市町村に教育委員会事務局の事務を分掌する教育事務所を設置することとします。

(7)選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会に関する事務を処理するため、選挙管理委員会事務局を設置することとします。

(8)監査事務局

監査委員の事務を補助執行するため、監査事務局を設置することとします。

(9)農業委員会事務局

農業委員会の事務を処理するため、農業委員会事務局を設置することとします。

(1)庁舎などの有効活用

①本庁の執務場所については、事務量の増加などに伴う職員数の増員配置に対応するため、一部の執務場所については、現在の津市役所庁舎（本庁舎）外の既存施設に配置することとします。

②総合支所となる現在の9市町村庁舎については、庁舎状況などを勘案して、主に工事事務所や一部の本庁組織の執務場所、公文書庫などとしての活用はもとより、文化活動、コミュニティ活動など、地域の活動の場としても有効活用を図ります。

(2)公共施設などの管理

公共施設などの管理については、廃棄物処理施設、保育所、保健センター、小・中学校、幼稚園など、広域的・統一的な対応が必要な施設については、本庁で一元的に管理することとしますが、総合支所の所管区域内のコミュニティ施設、公園などについては、現在所管する10市町村における管理を基本に、今後調整を図っていくこととします。

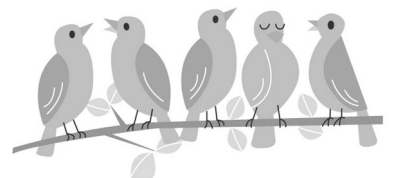
(3)新組織への移行など

①合併時から新組織に移行するものとしては、合併時およびその直後の混乱を極力少なくし、事務の執行体制の円滑な移行を図るため、事前の一定期間内に準備などに係る対応を図ることとします。

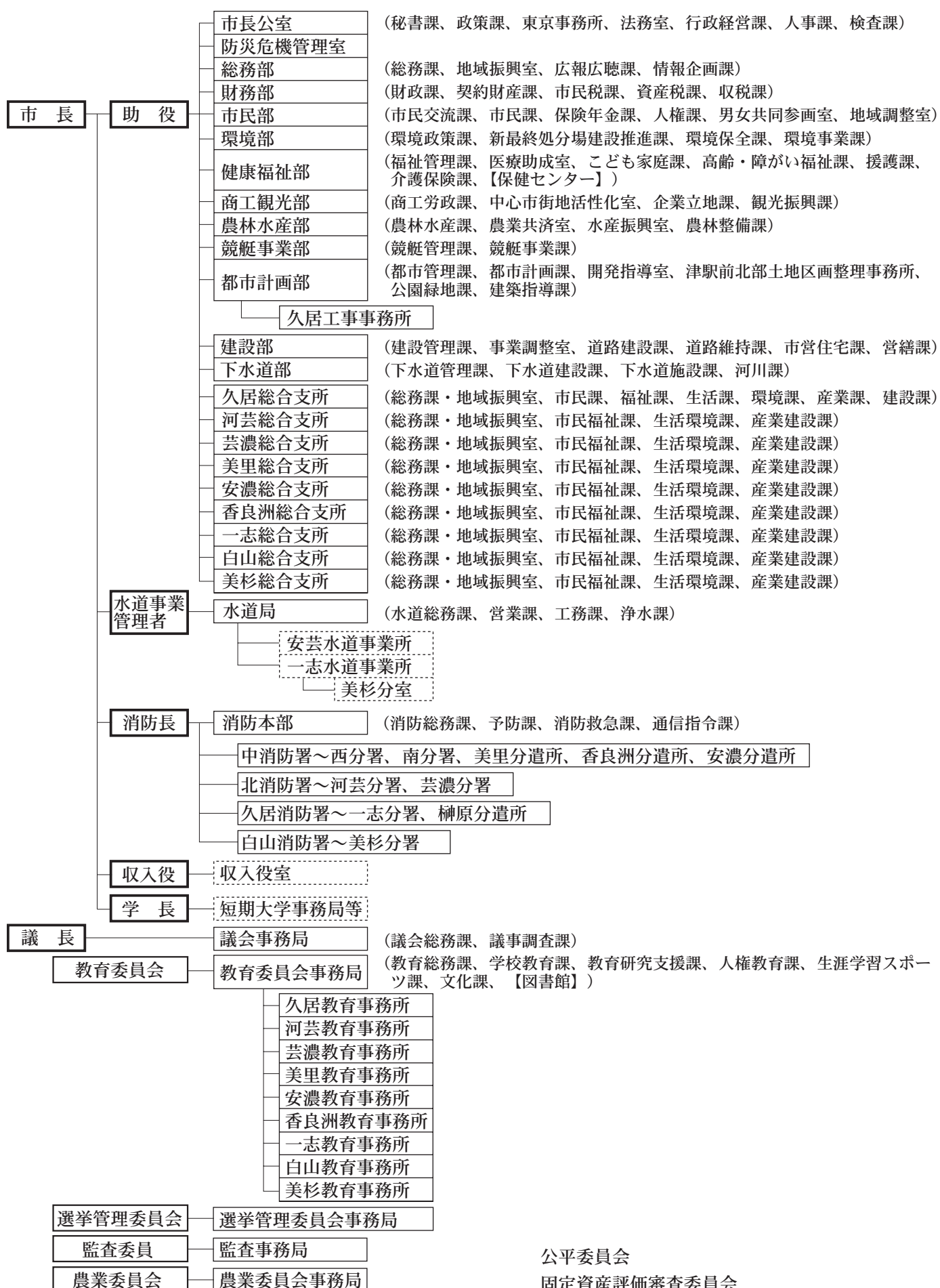
②簡素で効率的な事務の執行を推進するとともに、その後の合併などにより生じた行政課題への速やかな対応を図るため、組織の適時での見直しなども視野に入れ、円滑な行政運営を目指します。

(4)その他の事項

課に置かれる担当や所管施設、職員の配置規模などについては、今後協議を進めながら順次整理していくこととします。



組織体系概略図



平成18年1月1日の新「津市」誕生に向けて

協議会だよりでは今月号から平成18年1月1日の新「津市」誕生に向けた構成市町村長の声を順次掲載します。

河芸町長 長谷川 政春



私は、就任以来、市町村合併が最も重要な町政課題だと考え、精力的に取り組んできましたが、平成16年度は津市を中心とする10市町村の合併が確定し、地方自治にとって、歴史的な一年となりました。

全国的にも数少ない、10市町村から構成されるという規模の大きさからか、いくつかの本当に難しい議論がありましたが、皆様方の並々なら

ぬご努力によって、私たちは、市町村合併の道を選び、合意形成が実現いたしました。

この合意形成はすなわち、構成10市町村が、新しい地方分権の時代を生きる道を選んだという、一つの決意表明でもあり、地域の将来に対する、非常に重い決断でございます。

私たちは今、誰もが、新しい地域と、地方自治を創る「歴史の主人公」となっています。

本年は、合併に向けて、残された期間を有効に活用して、合併協定書の内容を基に、重要事項や細部調整など、具体的な調整を行いますので、住民の皆さんに周知を図り、新市へのスムーズな移行に努めてまいります。合併しても10市町村が、一体感をもって、ひとつの自治体としてまちづくりを進めるには、時間と努力

が必要だと考えますが、それぞれの特性を持った町がひとつになることで魅力的なバランスのとれたまちづくりを推進することができると考えております。

また、河芸町らしさを継続し、河芸町の活性化や発展を図るため、「町民の森総合センター再生整備事業」を一つの柱として、17年度は基本計画の策定に取り組んでいますが、新市でも最大限に機能が発揮できるよう、施設機能の見直し、整備計画を検討してまいります。

残り少ない期間ではありますが、河芸町という地域が、住民の皆様方の笑顔とともに、新市「津市」の中でも北の玄関口として、輝きのある地域へと繋がっていけるよう不断の努力を重ね、河芸町の集大成を築いてまいりたいと考えております。

美杉村長 結城 敏



風薫る美杉の里は全村が新緑につつまれ、鯉のぼりが風にはためいています。南北朝時代には、伊勢国司として、北畠一族が隆盛を極めた「緑と水と歴史」のふるさと「美杉」からお便りをいたします。

平成18年1月1日、津地区10市町村の合併に向けて、本年は「美杉村50年」の歴史を締めくくり、新「津市」誕生という新しい時代の幕開け

へ、スムーズに移行することができるよう、体制づくりの最中であります。

本村は、新市の中で西端に位置し、新「津市」本庁から最も遠いところではありますが、交通・情報・通信の発達によって、今後更に時間短縮が図られ、利便性も高まり、あわせて奈良県と接していますことから、関西圏との交通・交流の玄関として、新「津市」の一翼を担い、発展を目指していきます。

また、美杉村は「水の生産地」でもあります。県営の君ヶ野ダムは、中勢水道をはじめ、農業用水、洪水調整と多目的な役割を果たしています。

もうひとつは、村土の87%を占める森林が緑のダムとして、水源の涵養と昨今の地球規模での課題である

二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止にと公益的機能を果たしています。

このように、大自然に恵まれたわが村は「室生赤目青山国定公園」をはじめ、全域が県立自然公園であり、この中を東海自然歩道や近畿自然歩道が縦走し、多くの人々が散策を楽しんでいます。

さらに、君ヶ野ダム公園や三多気地区は、桜の名所として全国的にも有名となりました。

伝統的な歴史・文化や史跡・観光等の拠点施設も幾多であります。

来年の新市発足には、これらが新「津市」の貴重な財産として、29万市民の交流により、新市の一体性と美杉地域としての特性が輝き、更なる発展をしていくものと強く思っております。

構成市町村の行財政の概要

構成市町村の行財政の概要をまとめました。

	人 口 (人)	決算歳入額 (千円)	決算歳出額 (千円)	市町村税額 (千円)	地方交付 税額 (千円)	地方債残高 (千円)	普通会計 経常経費 (千円)	1人当たりの 経常経費 (円)	財政力 指数	平成17年度 一般会計 当初予算額 (千円)	議会議員 定数 (人)	職員数 (人)
津 市	163,246	52,541,751	49,873,777	24,708,259	1,991,183	49,720,542 (113,844,077)	34,745,422	212,841	0.943	45,316,675	32	1,621
久 居 市	41,063	13,269,223	12,809,805	4,394,464	2,864,681	13,830,080 (26,558,312)	9,186,928	223,728	0.646	11,806,327	20	365
河 芸 町	17,351	5,441,933	5,245,158	1,651,485	1,191,036	6,589,114 (9,545,658)	3,475,993	200,334	0.571	4,976,000	18	160
芸 濃 町	8,900	6,155,732	4,743,097	976,025	1,308,377	4,797,274 (8,333,439)	2,539,532	285,341	0.455	4,258,885	14	111
美 里 村	4,249	4,681,082	4,406,401	360,038	1,029,064	2,919,213 (5,783,498)	1,712,626	403,066	0.307	2,627,000	12	79
安 濃 町	11,279	5,227,577	5,022,057	1,422,692	1,278,946	5,259,858 (10,485,539)	3,238,913	287,163	0.527	4,005,000	16	127
香良洲町	5,300	2,949,971	2,824,473	467,491	1,120,197	2,776,241 (6,751,911)	1,711,865	322,993	0.294	2,050,205	12	75
一 志 町	14,580	5,964,453	5,792,225	1,350,680	1,682,679	7,050,470 (12,366,795)	3,822,612	262,182	0.463	5,743,000	14	154
白 山 町	13,395	6,273,586	6,037,081	1,169,309	1,871,327	6,880,800 (9,898,590)	3,902,962	291,375	0.454	6,411,331	16	160
美 杉 村	7,158	5,335,959	5,083,997	466,705	2,175,291	6,962,139 (9,325,197)	3,108,959	434,333	0.221	4,253,000	12	123
合 計	286,521	107,841,267	101,838,071	36,967,148	16,512,781	106,785,731 (212,893,016)	67,445,812	235,396	(0.712)	91,447,423	166	2,975

- ・人口：平成12年国勢調査
- ・決算歳入歳出額、市町村税額、地方交付税額、地方債残高：平成15年度地方財政状況調査
- ・地方債残高の（ ）内は、一般会計、特別会計、企業会計の合計
- ・1人当たりの経常経費の合計は、普通会計経常経費の合計を人口の合計で割ったもの
- ・財政力指数：平成16年度（3年平均）、合計欄は、平成16年度単年度で計算。財政力指数とは、財政力を把握する方法として一般的に用いられており、「基準財政収入額÷基準財政需要額」の過去3年間の平均値で、数値が1に近く、1を超えるほど財源に余裕があり、1を下回るほど財源に余裕がないといえる。
- ・職員数：平成16年4月1日現在の地方公共団体定員管理調査に基づく



お便りのご紹介



市町村合併について、協議会事務局にたくさんのご意見・ご要望をいただきありがとうございます。
お便りの中から、要約整理してご紹介します。

- ・今後新市で行う事業は、合併特例債を無理に使うことなく、よく検討して住民のためになる事業をしてほしい。
- ・職員や議員に対する手当など見直しを行い、理にかなった手当でのみとすべきだ。
- ・合併によるメリットを最大限になるよう、今まで提供してきた住民サービスが低下しないよう、新市の行政に期待します。
- ・現在の庁舎、支所、公民館などはそのまま存続してほしい。
- ・未来ある子供たちのために、教育環境の整備に力を入れてほしい。
- ・合併を機会に職員の質をさらに向上させるとともに、人数も減らすべきだ。

※ 紙面の都合上、お寄せいただきましたお便りの一部しか掲載できませんが、ホームページでもご紹介していますのでご覧ください。

＜平成17年3月1日から3月末日到着分まで（件）＞

市 町 村 名	お便り件数	男	女	不明
津 市	21	14	7	－
久 居 市	10	5	5	－
河 芸 町	12	11	1	－
芸 濃 町	－	－	－	－
美 里 村	－	－	－	－
安 濃 町	2	2	－	－
香良洲町	6	－	－	6
一 志 町	3	1	1	1
白 山 町	－	－	－	－
美 杉 村	3	3	－	－
不 明	1	－	－	1
合 計	58	36	14	8
平成15年4月 分からの合計	1496	930	416	150



今回は5月の新「津市」観光情報をお届けします。

【イベント】

市町村名	日 程	内 容
津 市	5月14日、15日	物産まつり（津センターパ レス2階、まん中広場）
香良洲町	5月22日	ふれあいのかおり渚フェス ティバル（香良洲公園）

日 程	内 容
5月14日	青山高原つつじまつり（青山高原保健保養地・白山町）

◆内容のお問い合わせは、市町村の担当課へ

津市商工労政課 (☎229-3133)

香良洲町企画調整課 (☎292-4306)

※青山高原つつじまつりは、久居市農林商工観光課（☎
255-3110【代表】）へ



新緑の季節です
自然と触れ合ってみ
てはいかがでしょうか

【キャンプ場】

市町村名	施 設 名	問い合わせ先
芸濃町	錫杖湖畔キャンプ場(キャンプ、バンガローなど)	錫杖湖水荘 (☎265-2019)
香良洲町	浜風公園キャンプ場(持ち込みキャンプ)	香良洲町企画調整課 (☎292-4306)
一志町	矢頭中宮公園キャンプ場(ログハウス、テントサイト、バーベキューなど)	一志町波瀬出張所 (☎292-7004)
白山町	青山高原保健休養地キャンプ場(オートキャンプ、テントサイト、テニスなど)	青山高原保健休養地管理(株) (☎269-3226)
	わかすぎの里(キャンプ、オートキャンプ、ログハウス、つかみどり、釣堀など)	わかすぎの里管理事務所 (☎269-3005)
美杉村	スカイランドおおぼらキャンプ場(テントサイト、パターゴルフ、天文台)	キャンプ場内パターゴルフ場 (☎272-1138)
	ヒストリーパーク塚原(オートキャンプ、バーベキューなど)	ヒストリーパーク塚原管理事務所 (☎272-0589)

市町村合併について

ご意見・ご要望を

お寄せください

津地区合併協議会では、住民のみなさんから市町村合併に関する幅広いご意見やご要望をいただきながら、今後の協議に役立てたいと考えています。

すでに多くのご意見をお寄せいただいております。こうしたご意見は、事務局で取りまとめ、今後の紙面でできる限りご紹介していきます。

●性別 男 · 女 ●年齡 歲

●住所 津市・久居市・河芸町
芸濃町・美里村・安濃町
香良洲町・一志町・白山町
美杉村・その他（ ）

▼次のご意見を公表してもよろしいですか

1705

▼ご意見欄

This image shows a blank sheet of handwriting practice paper. It features ten sets of horizontal dashed lines, each set consisting of three parallel lines. These lines are designed to help children learn letter formation and alignment. The entire page is enclosed within a simple rectangular border.

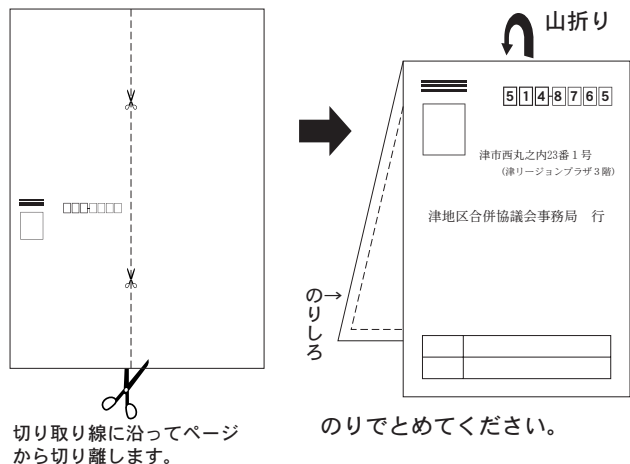
ご協力ありがとうございました。

返信用封筒の作り方

市町村合併についてのご意見・ご要望を事務局までお送りください。

裏面のご意見欄と所定のアンケート項目にご記入の上、点線部分に沿って切り取ると返信用の封筒になります。

下図のように二つ折りにしてのり付けした上で、郵送してください。（切手は必要ありません）



～みんなで考えよう！市町村合併～

(山 折 り)

料金受取人払



差出有効期間
平成17年12月
末日まで有効
●切手不要

5 1 4 8 7 6 5

津市西丸之内23番1号
(津リージョンプラザ3階)

(切 り 取 り 線)

津地区合併協議会事務局 行



※差し支えなければ、ご記入ください。

ご住所	
お名前	

最近の動き

4月14日 第37回津地区合併協議会を開催
5月1日 合併協議会だより第24号を発行

協議会の開催予定

●第38回津地区合併協議会

と き 5月30日(月)、午後1時30分～
ところ 津センターパレス5階 津市センターパレス
ホール

※変更する場合がありますので、傍聴を希望される人は、事前に事務局へご確認ください。

構成市町村の人口 292,125人

津 市	165,579人	安濃町	11,478人
久居市	42,420人	香良洲町	5,555人
河芸町	18,526人	一志町	15,270人
芸濃町	8,632人	白山町	13,471人
美里村	4,249人	美杉村	6,945人

平成17年3月1日現在の人口（外国人を含む。）。

お知らせ

事務局職員の異動がありました。
(平成17年4月1日付)

総務班	服部	晃久	(久居市へ)
調整班	別府	博	(津市へ)
調整班	草深	寿雄	(津市へ)
調整班	白井	正之	(津市から)
計画班	辻岡	龍志	(河芸町へ)
計画班	田端	健	(一志町へ)

編集/発行

津地区合併協議会事務局

(津リージョンプラザ3階)

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

☎059(229)3450/FAX059(229)3451

Eメール gappei@city.tsu.mie.jp

ホームページ <http://www.tsu-gappei.jp>